

川西町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 策定の目的

川西町耐震改修促進計画に定めた目標を達成するためには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者への耐震化対策の周知、普及啓発に努め、耐震化に対する意識向上を図ることが重要です。

このため、川西町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、アクションプログラム）では、住宅耐震化に係る費用支援を継続するとともに、「①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進」、「②耐震診断実施者に対する耐震化促進」、「③一般市民への周知・普及」等の取組みの更なる充実を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2. 位置付け

本アクションプログラムは、川西町耐震改修促進計画第5章5-3-3に基づき策定します。

3. 取組期間

本アクションプログラムの取り組み期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

ただし、社会的経済状況や関係計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証、見直しなどを行うこととします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
川西町耐震改修促進計画	●改定					
川西町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	●作成					
財政的支援		—————				
普及啓発等		—————				

4. 緊急的に耐震化を促進する区域の設定

川西町全域を、住宅の耐震化を緊急的に促進する区域として設定します。

5. 取組内容

(1) 計画

	取組内容	令和4年度目標
【財政的支援】	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を実施	5戸
	②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施	3戸
【普及啓発等】	①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・旧耐震基準の住宅所有者に啓発パンフレットをダイレクトメールで発送 ・住宅所有者からの相談に応じて、戸別訪問を実施	(令和2年度実施済) 5戸
	②耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果の報告時に、パンフレットの配布により耐震改修を促進 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修等を行っていない者に対して、戸別訪問、ダイレクトメール等により耐震改修を促進(意向の確認)	5戸 前年度耐震診断実施者
	③改修事業者の技術力の向上 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年一回実施(県との協同を含む) ・耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施	
	④一般住民への周知普及 ・町民を対象に説明会・セミナー等を年一回以上実施 ・耐震改修の必要性を周知する広報を配布 ・パンフ、チラシを作成、配布	庁舎内での啓発パネル掲示 町広報誌に年1回掲載 防災訓練等での配布

(2) 自己評価

令和5年度に、令和4年度の取組実績を公表し、課題と改善策を検討します。